

## もみじ公園集会所物品管理規定

(総則)

第 1 条 この規定は、梅美台 4・5・6 丁目自治会が共同所有する物品の管理について定めたものである。

(保管場所)

第 2 条 物品は、もみじ公園集会所に保管する。

(管理責任)

第 3 条 物品の管理責任者は、もみじ公園集会所運営委員会会長とする。

(利用者)

第 4 条 物品を利用するのは、4・5・6 丁目自治会会員及びもみじ公園集会所運営委員会が認めた団体（個人）に限るものとする。

(保全)

第 5 条 物品の維持・保全のために、管理責任者を中心に必要に応じて点検を行う。

(その他)

第 6 条 この細則に疑義が生じたとき又は、この細則を変更するときは、自治会で審議決定する。

(附則)

第 7 条 この細則の改廃については、もみじ公園集会所運営委員会で審議し決定する。

この細則は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。